

第14回講義 (20130726)

§6 問答の観点からの指示論 (その3)

1 主張型同一性言明を答えとする問いと、宣言型同一性言明を答えとする問いの違い

2 主張型の答えと宣言型の答えの違い

3 問い「同じようにある宣言の反復でありながら、なぜ次の区別が生じるのか」

「棒Sの長さ=1メートル」は、アプリアリな偶然的真理

「私が注文するものの種類=うどん」は、アポストリオリな偶然的真理

(1) クリプキによる「アプリアリ」「必然的」「分析的」の定義

—————今週ここから

先週のミニレポートの課題

「オレンジは、オレンジ色である」

これは、アプリアリかアポストリオリか、必然的か偶然的か？

解釈1: これが「オレンジ色」の定義の反復であるなら、「棒Sの長さは1メートルである」と同じように、アプリアリな偶然的真理である。

解釈2: これが、「オレンジは、オレンジの色をもつ」という意味ならば、どうなるだろうか。この場合には、これは「オレンジは色を持つ」と同じ意味である。

・もし次の2つが分析的であるならば、上記は分析的である。「オレンジは物体である」「物体は色を持つ」

・「オレンジは物体である」は、もし「オレンジ」も「物体」も自然種名であるならば、「猫は動物である」が分析的であるように、分析的である。

・「物体は色を持つ」は、もし「物体」も「色をもつもの」も自然種名ならば、分析的である。しかし、これは偶然的である。なぜなら、物体が色をもたない世界が可能だからである。（「色をもつもの」は自然種名ではないことになる。）これは、アポストリオリで偶然的である。

・したがって、解釈2の場合、これはアポストリオリで偶然的である。従って、

(2) 定義の区別（詳しくは、2012SS 第6～9回講義を参照してください）

定義は、次の3つに区別される。

① 固有名の定義 「棒Sの長さ=1メートル」

これは、アプリアリで偶然的である。

② 一般名の定義 「この金属およびこれに似た金属=金」

これは定義により真であるのでアプリアリである。これは、偶然的であろうか、必然的であろうか。（2012SS 第9回講義では、これをアプリアリで偶然的とみなした。しかし、今ひとつ確信が持てない。定義語が非固定指示詞なら、偶然的であるが、固定指示詞なら必然的である。しかしこの定義語は曖昧である。あいまいだからとりあえず、現実世界で指示を固定するためのものだとする、非固定指示詞である。）

一般名の定義に基づく定義として、次のものがある。

- ・形容詞の定義は、例えば次のようになる。「赤い」とは「この色、およびこれに似た色をもつことである」つまり、形容詞の定義は、性質についての一般名の定義が与えられれば、それを用いた確定記述となる。
- ・動詞の定義は、例えば次のようになる。「走る」とは、「この動作、およびこれに似た動作をすることである」動詞の定義は、動作についての一般名の定義が与えられれば、それを用いた確定記述となる。
- ・副詞の定義は、例えば次のようになる。「ゆっくり」とは、「この仕方、およびこれに似た仕方で動作することである」副詞の定義は、「仕方についての一般名の定義が与えられれば、それを用いた確定記述となる。
- ・前置詞の定義は、どうなるのだろうか。

不十分な定義かもしれないが、仮に「A on B」とは「AがBの上にあることである」と定義できるのだとしよう。これは、AとBがとる関係についての一般名の定義が与えられれば、それを用いた確定記述となる。

③略号の定義

「空気を読めない人=KY」

「スターバックス=スタバ」

- ・記述の略号:例えば、「空気を読めない人」を「KY」と略する時、KYは記述とおなじく、非固定支持である。
- ・固有名の略号:「スタバ」「WTO」は、元の固有名と同じく、固定指示である。
- ・これらの定義の反復されたものは、アプリアリで必然的な真理である。なぜなら、定義によって真となるので、アプリアリに真であり、どのような可能世界においても、同一性が成り立つので、必然的であるから。

(3)最初の問いへの答え

問い「同じようにある宣言の反復でありながら、なぜ次の区別が生じるのか」

「棒Sの長さ=1メートル」は、アプリアリな偶然的真理

「私が注文するものの種類=うどん」は、アポストリアリな偶然的真理

この違いは、一方の固定指示詞が含まれていて、他方にはそれが含まれていないからではない。なぜなら、次の場合には両方に固定指示詞が含まれているからである。

「xさんの長男=ボルト」は、アプリアリで偶然的に真

「私が勲章をあげるひと=ボルト」は、アポストリアリで偶然的に真

この違いは、定義の宣言であるか、意図表明の宣言であるかの違いである。私たちは宣言を次のように区別した。

- ①言語的宣言(linguistic declaration)「命名する」
- ②非制度的宣言「散歩に行きます」
- ③制度的宣言(サールの言う「言語外的宣言」)
- ④断言的宣言
- ⑤超自然的宣言「だいじょうぶ」

①～⑥は、全て宣言に基づいて真となる。しかし、①だけが定義の宣言であり、その反復はアプリアリで偶然的であり、②～⑥は意図表明の宣言であり、その反復は、アポストリアリで偶然的に真である。①だけが特殊なのは、宣言に基づいて同一性言明が有意味になるからである。①は、同一性言明の意味がわかれば、その意味に基づいて、真だといえる。

なお、定義の宣言には、アプリアリで偶然的なものだけでなく、「三角形は三つの辺をもつ」「 π は円周率である」のようにアプリアリで必然的なものもある。意図表明の宣言には、アポストリアリで偶然的なものしかない。

4 同一性文の主張と宣言における指示の違い

(1) 定義の宣言の二義性と問答

「棒Sの長さ=1メートル」という定義の宣言は、どのような問いに対する答えとなるかによって、二義的である。

①「棒Sの長さをどう名づけましょうか」「1メートル」

「棒Sの長さの名前=1メートル」

「棒Sの長さの名前」を問うているが、それはまだ存在しない。それは答えによって作られる。

これは名前を宣言している。

②「1メートルの長さを、どう決めましょうか」「棒Sの長さとしよう」

「1メートルの長さ=棒Sの長さ」

「1メートル」という長さの単位の名前は存在するが、それが指示する長さはまだ決められていない。答えはそれを決める。

これは長さを宣言している。

一般的に、定義は、ある対象を指示する語を決めるのか、ある語が指示する対象を決めるのか、曖昧である。しかし上記の例のように、問答の中で明瞭に区別できる場合がある。

一般名の定義の場合にも、つぎのように同様に区別できる。「この金属とこれに似た金属=金」を例に考えてみよう。

①「この金属とこれに似た金属をどう名づけましょうか」「金」

「この金属とこれに似た金属の名前=金」

②「何を「金」と呼びましょうか」「この金属とこれに似た金属」

「金=この金属とこれに似た金属」

「1メートル」「金」という言葉が定義されるのは、おそらく①のパターンであろう。語の意味を定義するときには、<まず対象を特定し、つぎにそれに名前を与える>という仕方で、定義が行われているのではないだろうか。この場合、<対象を特定する>ときに、私たちはすでに言語を用いている。そうすると、最初の言葉の定義は、このようなパターンは取れない。しかし、②のパターンもとれない。

・**最初の定義の発生、言語の発生は、どのようにして生じるのだろうか。**それは同一性言明の発話という明示的な仕方で行われたのではないかもしれない。

・**幼児に最初に言葉を教えようとするとき、人は物を指さして「デンキ」とか「ミルク」とかの言葉を教えようとする。**しかし、このときの発話は定義の宣言ではない。言葉はすでに定義されている。その定義されて通用している言葉を子供に教えようとするのである。定義が行われるのは、言葉を幼児が学習する場面ではなく、人々が初めてその言葉を作るときである。

(2) 意図表明の宣言

「私が注文するもの=うどん」

この例では、左辺は、確定記述句である。右辺は一般名である。

「あなたは、だれに勲章をあげますか」「ボルト」

「私が勲章を挙げる人=ボルト」

この例では、左辺は確定記述句であり、右辺は固有名である。これは、宣言であるが、「ボルト」の定義ではない。ここでは「ボルト」はすでに定義されていることを前提している。もし定義されていなければ、対象の指示に使用できないが、ここでは対象を指示するために使用されているからである。

(ちなみに、「この子供=ボルト」が命名である時には、「ボルト」という名前は指示には使われていない。この名前は、この命名の宣言において、作られる名前である。定義の宣言の時には、被定義語は作られ提示されるのであって、何かを指示するのではない。)

(3) 宣言の反復は可能か？

遂行文の発話による定義の宣言は、反復しても主張にはならない。

「私は棒Sの長さを1メートルと定義する」(「私が棒Sの長さで定義するもの=1メートル」)

これを反復すると、不適切な発話にしかならないだろう。なぜなら、もうすでにこの定義は終わっているからである。

「私は棒Sの長さを1メートルと定義した」(「私が棒Sの長さで定義したもの=1メートル」)

このように過去形にすれば、それは適切で真な主張になる。

遂行文の発話による意図表明の宣言の場合にも、同じである。

「私はうどんを注文する」(「私が注文するもの=うどん」)

これを反復すると、不適切な発話にしかならない。なぜなら、もうすでに注文は終わっているからである。

「私はうどんを注文した」(「私が注文したもの=うどん」)

このように過去形にすれば、それは適切で真な主張になる。

ただし遂行文を用いない宣言の場合には、そのまま反復して主張になるものがある。

「棒Sの長さは、1メートルである」(「棒Sの長さ=1メートル」)

「あなたに運んでほしいものはあの箱です」(「あなたに運んでほしいもの=あの箱」)

「これはあなたのものです」(「これ=あなたのもの」)

これらは、それぞれ定義と依頼と約束の宣言に使用出来るし、宣言の後に反復した時には、主張の発話にもなる。

ただし、反復して主張にならないものもあるのではないかな？

ミニレポート課題

「遂行文を用いない宣言の発話で、反復すると主張にならないものの例があれば、書いて下さい。」

(4) 主張と宣言における指示の違い

(a) 指示における違い

- ・主張では、左辺と右辺の両方の指示対象が与えられている。故に、真偽がある。
- ・宣言では、左辺と右辺のうち、どちらか一方の指示対象だけが与えられており、他方の指示対象は与えられていない。ゆえに、真偽がない。

(b) 指示対象が無いときの違い

・ラッセルは記述理論により、「フランス王は禿げている」を偽とみなした。もし「ナウシカ」のような固有名を、記述句に書き換えるのであれば、記述理論は、「ナウシカは少女である」については役立たない。なぜなら、ナウシカは固有名であるので、述語にならないからである。そこでラッセルは固有名を記述の省略形とみなす。

・同一性文の主張において、一方の指示対象が与えられていないとき、それは偽ないし無意味である。

「Xさんの長男=ボルト」

もしXさんに子供がいなくとすると、ラッセルならば、これを記述理論により、「Xさんの長男であり、かつボルトであるものが存在する」と書き換えて、偽とみなすだろう。

・定義の宣言において、指示の項で指示対象がないとき、それは無効である。

「x 氏の長男の名前=ボルト」

これが命名の宣言であるとして。このとき、実はその子供はY氏の子供であり、X氏の長男は存在しなかったらどうなるのか。

あるいはX氏の長男は、命名しているときに、ゆりかごの中ですでに死亡していた場合どうなるのだろうか。定義の場合、不在の可能性をもつのは対象の方であり、与えられる名前が不在ということはありません。しかし、対象がなければ、「ボルト」という名前は、もはや名前ではなくなるだろう。

・意図表明の宣言の場合はどうだろうか。

「私の注文するもの(料理の種類名)=うどん」

「私の注文するもの(料理の種類名)」は、問い(「あなたは何を注文しますか」)のなかでは、ある意味で対象が不在である。返答によって対象が与えられる。しかし、もしそのお店のメニューに「うどん」がないとき、「私の注文するもの(料理の種類名)」は与えられない。つまり「うどん」がないときには、「私の注文するもの」は不在のままである。

§7 まとめ

1, CT の証明 (2013SS 第3～8回講義)

コリングウッド・テーゼ(CT)「質問以外のすべての発話の意味は、問に対する答えとしてのみ確定する」

CTを証明する方法として次の3つを考慮することができる。

(1) 焦点論による証明 (2010SS 第11回講義)

テーゼ1「焦点は、すべての言明の意味の本質的な構成要素である」

テーゼ2「焦点の位置は、質問と答えの関係によって決定される」

この二つのテーゼから CT を証明できる。

(2) 発語内行為論による証明(2013SS 第4, 5回講義「§3 問答の観点からの言語行為論」)

テーゼ①「質問以外のすべての発語内行為は、質問に対する返答としてのみ成立する」

これから CT を証明できる。

(3) 推理論の観点からの証明

もし次の(a)と(b)が証明出来れば、そこから CT を証明できる。

(a)質問以外のすべての発話の意味は、それを結論とする推論を理解することによってのみ可能である。

(b)推論は、問に答えるプロセスとしてのみ成立する。

この論証を完成するために、この 2013SS 第6, 7, 8回講義「§4 問答の観点からの推論」では、(b)の説明と証明を試みた。

そのために必要だったのは、実践的推理の分析であったので、それが中心になった。

2, CT から帰結する意味論

(1) CT が正しければ、(質問以外の) 全ての発話は、同一性文の発話に書き換えられる。(2011SS 講義)

(2) そこから、次のような「同一性条件意味論」を主張できる(2012SS 第4回講義)。

「 $A=B$ 」(の意味)を理解するとは、「A」と「B」の同一性条件を理解することである。

言い換えると、同一性文の発話の意味は、その同一性条件である。

2012SS で「同一性条件意味論」を考えた時には、同一性文の宣言の発話が念頭になかったので、それを考慮して、再検討する必要がある。

(3) 再検討

同一性文の発話は、同一性の主張と、同一性の宣言に分かれる(2013SS 第9～13回講義)。

「 $A=B$ 」の主張と宣言では、その意味は違うように思われるが、それは同一性条件の違いなのだろうか。

同一性の宣言の発話における、その同一性条件を理解することだろうか？

(Have a nice summer vacation!)